

キャッシュカードによるATMでのお振込の一部利用制限 〔還付金詐欺、振り込め詐欺等被害防止対応〕

全国的に振り込め詐欺事件が多発する中、特に、ATMの操作に不慣れな高齢者を言葉巧みにATMに誘導し、指定の口座に振込みさせて預金を騙し取る還付金詐欺等が後を絶たない状況にあります。

こうした振り込め詐欺等の被害を防止するため、キャッシュカードによるATMでのお振込について、以下の通り、一部のお客さまのご利用を制限させていただくこととしました。お客さまの大切な預金を守るための対応として、何卒ご理解を賜りますようお願い致します。

なお、ご不明な点は、当金庫の本支店窓口にお問い合わせください。

1. 一部利用制限の内容

対象となる口座	以下の①と②の両方に該当するお客さまの口座が対象となります。 ①70歳以上 ②過去1年間（注）当庫キャッシュカードによるATMでのお振込取引のないお客さまの預金口座
利用制限の内容	当庫キャッシュカードによるATMでの「お振込取引」を制限させていただきます。 なお、キャッシュカードによる「お預入」「お引出」等のお取引は、従来どおりご利用いただけます。

（注）前回ATM振込日または最新のキャッシュカード発行日から12カ月目を超える期間

【例】前回ATM振込日：1月31日（営業日）の場合 ※1カ月目とカウントします。
今回ATM振込日：翌年1月4日（1月1日～3日は非営業日）の場合 ※13カ月目となります。

	ATM振込可			ATM振込不可	
	1月	2月	3月	1月	2月
	1日 … 31日	1日 … 28日	1日 … 31日	1日 … 31日	1日 … 28日
前回ATM振込日↑ 1カ月目		2カ月目	3カ月目	↑ 1月4日以降、ATM振込エラー 13カ月目	14カ月目

2. 取扱開始日

2018年11月26日（月）

※取扱開始日を基準日として、経過期間を1年設定させていただきますので、一部利用制限が適用となるのは2019年11月26日以降となります。

3. その他

利用制限の対象（ATM画面にお取扱いできない旨を表示）となった方で、キャッシュカードによるATMでのお振込取引をご希望される場合は、最寄りの営業店窓口までお申出ください。

個別に取引内容のヒアリングを行い、振り込め詐欺等ではないことを確認のうえATMでのお振込取引に対応いたします。

以上